

必ずチェック 最低賃金！

使用者も 労働者も

大阪府最低賃金

改定のお知らせ

平成26年10月5日から

時間額 **838**円

◎ 大阪府内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

* 大阪府においては、上記の金額より高い産業別最低賃金が定められている一部の産業で働く労働者については、各々の産業別最低賃金が適用されます。

なお、大阪府産業別最低賃金については下記のホームページでご確認ください。

◎ 次の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)、臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

◎ 最低賃金額を下回る場合は罰せられることがあります。

◎ 大阪労働局では、最低賃金を含めた各種情報をホームページに掲載しています。

URL <http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

または、

最低賃金についてご不明の点がありましたら

大阪労働局労働基準部賃金課（電話番号 06-6949-6502）

または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

最低賃金との比較方法

前提条件：平成26年10月5日改定
大阪府最低賃金1時間あたり838円

■賃金の支払われ方が、

1. 時間給制の場合 : 時間給 \geq 最低賃金額
 2. 日給制の場合 : 日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額
 3. 月給制の場合 : 月給額 \div 年平均1か月所定労働時間 \geq 最低賃金額
 4. 請負給の場合 : その賃金算定期間（賃金締切期間）について支払われた請負給の総額をその期間の総労働時間数で除した金額 \geq 最低賃金額
- 1～4が混在する場合：それぞれについて1時間当たりの金額を算出し、それらを合計した額と最低賃金額と比較する

■月給制の場合の換算例

【例】年間所定労働日数252日、所定労働時間毎日8時間、月給13万円の方は、3.の計算式にあてはめて、年平均1か月所定労働時間数は・・・

・ 8時間 \times 252日 \div 12か月 = 168時間

・ 月給13万円 \div 168時間 = 773.80……円 $<$ 838円

したがって、この場合は大阪府最低賃金額を下回り、最低賃金法に違反することになります。

中小企業向けワン・ストップ無料相談

中小企業向け支援事業として、最低賃金の引き上げによる経営課題や労務管理のご相談を無料でおこなっています。

お問い合わせ先

大阪府最低賃金総合相談支援センター（大阪労働局委託事業）

〒530-0043 大阪市北区天満2丁目1番30号 TEL 06-4800-8188

大阪府社会保険労務士会事務局内